―不正受給について―

☆申告は　正しくもれなく　ありのまま☆

失業給付の支給を受ける手続きの中で、次に挙げるような不正手段や偽りの申告を行った場合には、　実際に支給を受ける前であっても、またいかなる動機にもかかわらず**不正受給**として厳しい処分が　行われます。

① 失業認定申告書に次のような偽りの申告を行った時。

（ア） 就職や就労（パートタイマー、アルバイト、派遣社員、見習い、試用期間、研修期間、臨時期間、日々雇用などを含む。）をした際に、その事実を申告　しない、または、採用年月日を偽って申告した。
なおこの場合、すでに収入を得ているかどうかは問いません。

（イ）就職していないにもかかわらず、就職したと偽って申告をするなど、事実と異なる内容の　「再就職手当」などの申請をした。

（ウ）自営（準備期間を含み、収入を得ているかどうかは問いません。）や請負を始めているにも　かかわらず、その事実を申告しなかった。

（エ）会社の役員に就任（名義だけの場合も含みます。）しているにもかかわらず、その事実を　申告しなかった。

（オ）内職や手伝いをした事実及びその収入を申告しなかった。
なお、まだ収入を得ていない場合でも、内職などを行った事実を申告しなければなりません。

② 離職票や各種証明書および支給申請書などの内容を偽って記載、または改ざんしたものを使用した時。

③ 「雇用保険受給資格者証」を他人に譲り渡し、他人に失業の認定を受けさせた時。

④ 求職活動の実績がないにもかかわらず、その実績について事実と異なる申告をした時。
（求職活動の実績については、利用した機関へ問い合わせなどにより事実確認を行うことがあります。）

以上のように、失業認定申告書などハローワークに提出する書類には、事実をありのまま記入　してください。なお不正受給とならないためにも、申告内容について少しでもわからないことがある場合は、ハローワーク職員へお尋ねください。

▼不正の動機例
見つからなければ…　１日ぐらいだから　試用期間中だったから　研修期間中だったから
短時間のパートタイマーだったから　アルバイトのつもりだったから
働いてお金をもらっていないから（賃金が翌月払いだから）

不正受給の処分は、下記の通りです。

① 支給停止（不正を行った日以降、一切の支給はされません。）
② 返還命令（不正受給した金額の全額返還を命じ、即刻納付していただきます。）
③ 納付命令（不正に受給した金額の2倍の額の納付を命じ、即刻納付していただきます。
したがって、不正受給した3倍の額の金額を返還することになります。）
④ 財産差押え（返還または納付しないときは、財産差押えも行われます。）
⑤ 刑罰（不正内容が悪質な場合は、詐欺罪として告発されることもあります。）

ハローワーク新宿